
地方独立行政法人神戸市民病院機構職員の懲戒処分について 【パート職員】

処分案件（無断欠勤）

- （１）被処分者 神戸市立西神戸医療センター
パート職員（ナースポーター）（女性・49歳）
- （２）処分内容 懲戒解雇
- （３）処分年月日 2022年9月16日

（４）処分理由

被処分者は、2022年4月4日の出勤を最後に出勤をしておらず、そのほとんどが連絡のない無断欠勤である。

また、職場からの連絡にも応じず、連絡がとれない状況にあり、長期間の欠勤状態が続いている。

以上の状況は、長期の無断欠勤という重大な服務規律違反であるとともに、通常の雇用関係における労使間で必要な信頼関係が破綻している状況であることから、当機構で定める懲戒処分の指針に基づき、上記処分を行った。

【担当部署】

○処分・サービスに関すること

法人本部経営企画室総務課

TEL : 078-940-0149

○勤務実態・業務に関すること

西神戸医療センター事務局総務課

TEL : 078-993-3706